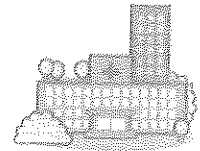


医療機関と事業承継

■ 片山総合法律事務所 ■ 弁護士 片山 卓朗



Vol. 16

— M&Aによる事業承継 —

医療法人の場合 (1)

ここでいう医療法人は、現在ある医療法人の大部分を占める、持分のある社団医療法人のことを指します。医療法が改正され、2007年4月1日以降社団である医療法人は、持分のない社団医療法人しか設立できなくなりました。持分のない社団医療法人のM&Aの仕方は、持分のある社団医療法人の場合とかなり異なったやり方になります。

出資持ち分の譲渡による方法

持分のある社団医療法人のM&Aでは、一般的にM&Aをする側（譲受け側）がM&Aをされる側（譲渡する側）から出資持分の譲渡を受けることによって行われます。出資持分の譲渡を受けると同時に社員を入れ替え、ただちに社員総会を開催して理事・監事を入れ替えることでM&Aは完成します。

持分のある社団医療法人の経営状態が良好な場合には、長い間に利益準備金が溜まり資本の部が充実していることが通常です。土地が値上がりし、含み益が認められる場合もあるでしょう。経営状態の良好な病院・診療所は、患者数が多いでしょうから、M&Aの後にも一定程度の患者数が見込めるでしょう。これらの要素が出資持分の評価に反映されることとなります。その点が個人経営の病院・診療所の場合との一番大きな違いです。

しかし、出資持分の譲渡によるM&Aの場合には、医療法人の法人格そのものには変化がありませんので、M&Aの前に医療過誤があってもそれがM&Aの後に顕在化した場合のように、隠れた瑕疵があった場合には譲受け側が責任を負わざるを得ません。要するにM&Aの前に存在した問題について、すべての責任を負うこと

になるのです。このようなりスクをどのようにして回避するかが、M&Aをする側にとって最大の問題となります。

そのようなりスクを最小限とするために行われるのが、デューデリジェンスです。デューデリジェンスとは、M&Aを行う際に、譲渡する側の経営状態を精査する手続きのことです。通常は公認会計士や税理士、弁護士などの専門家に依頼して行われます。公認会計士や税理士は、主に法人の経理書類を精査し、法人の資産と負債の内容や損益の状態を精査します。弁護士は、法人と第三者との契約関係や法人と従業員との契約関係などの法的な問題について精査することになります。

M&Aの場合には条件交渉が不可欠です。M&Aの交渉は、代理人を通じて行うのが通常です。この場合、代理人には専門家である弁護士に依頼することをお勧めします。M&Aには気をつけなければならない法的な問題が沢山ありますし、秘密を守らなければならない事項も多いのが通常です。いうまでもなく、弁護士は法律の専門家であり、かつ、弁護士には職業上の守秘義務が課されていますので、秘密を守ることができます。

M&Aの場合には相手方の本音を知る必要がありますが、当事者同士ではどうしても遠慮がちになりなかなか本音を聞けないものです。代理人であれば、M&Aにおける問題点を専門家の立場で淡々と質問できるので、上手に相手方の本音を聞き出すことができます。当事者同士では気まずい思いをするようなことも、代理人を通じた場合には、間接的になりますので、そのようなことを避けることができます。